

## 82. 10

不適法な審判書類等に係る手続の却下の  
取扱い

1. 審判事件に係る手続(審判の請求を除く。)において、不適法な手続であって、その補正をすることができないものについては、その手続を却下する(特18条の2第1項<sup>\*1</sup>(特許庁長官が却下する場合)、133条の2第1項<sup>\*2</sup>(審判長が却下することができる場合))。
2. 却下しようとするときは、その理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない(特18条の2第2項<sup>\*1</sup>、133条の2第2項<sup>\*2</sup>)。
3. 却下の決定は、文書をもって行い、かつ、理由を付さなければならない(特133条の2第3項<sup>\*2</sup>、特施規11条の3<sup>\*3</sup>)。
4. 審判請求書以外の中間書類が次の(1)から(13)までに掲げる事項に該当する場合には、当該手続を却下する。なお、この取扱いに当たっては、当該審判書類等を総合的に検討し客観的に手続者の合理的意思を判断するよう努めるものとし、形式的には次に掲げる却下事項に該当する場合であっても、個別具体的な事例においては、必要に応じた取扱いを行うことにより、関係法令の適正かつ妥当な運用を図るものとする。
  - (1) 提出の趣旨の不明な書類その他の物件をもって手続をしたとき。
  - (2) 代表者選定の届出がされている場合において、代表者以外の者が手続をしたとき(手続の効果が本人にのみ及ぶ手続を除く。)
  - (3) 手続をする者が請求書等に記載された者と相違するとき(代理権が確認できる代理人による手続であって、手続書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除く。)
  - (4) 審決又は請求書の却下の決定の謄本の送達後に意見書、答弁書等の書類を提出したとき。
  - (5) 審判請求が取り下げられた後に手続をしたとき、又は審決及び請求書の却下の決定が確定した後に手続をしたとき(審決が確定した後の商標法第68条の40第2項の規定の設定登録料の納付と同時の商標登録出願に係る区分の数を減ずる補正は除く。)
  - (6) 法定若しくは指定期間につき延長を請求した場合において、その期間の延長が法律上許されないものであるとき、又はその期間満了後に延長を請求したとき(特4条<sup>\*4</sup>、5条<sup>\*5</sup>、特施規4条の2第5項<sup>\*6</sup>)。
  - (7) 手続が以下に該当するとき。
    - ア. 手続補正書に補正すべき内容の記載がないとき(補正方法が「削除」のときを除く。)若しくは添付すべき書面が添付されていないとき(物件の提出をその内容とする場合に限る。)
    - イ. 物件提出書に物件が添付されていないとき。

- ウ. 代表者選定届に何人が代表者となったのかの記載がないとき（手続書面全体から届出の内容が特定することができることを除く。）。
  - エ. 出願人名義変更届に承継人の識別番号及び氏名（名称）のいずれも記載がないとき（手続書面全体から届出の内容が特定することができることを除く。）。
  - オ. 代理人受任届に受任した代理人の識別番号及び氏名（名称）のいずれも記載がないとき（手続書面全体から届出の内容が特定することができることを除く。）。
  - カ. 代理人選任（代理人変更、代理権変更、代理権消滅）届に選任した代理人の識別番号及び氏名（名称）のいずれも記載がないとき（手続書面全体から届出の内容が特定することができることを除く。）。
  - キ. 手続補足書に補足の内容の記載がないとき又は添付すべき書面が添付されていないとき（物件の提出をその内容とする場合に限る。）。
  - ク. 包括委任状援用制限届に援用を制限した代理人の記載がないとき。
  - ケ. 特徴記載書に意匠の特徴の記載がないとき。
  - コ. 受託番号変更届に新受託番号の記載がなく、添付すべき新受託番号を証明する書面が添付されていないとき。
- (8) 日本語で書かれていない書面によって手続をしたとき（[特施規2条1項](#)<sup>\*7)</sup>。
- (9) 在外者（在外者と日本国内に住所（居所）を有する者が共同して手続をしたときを含む。）が日本国内に住所（居所）を有する代理人によらないで手続をしたとき（特許管理人を有する在外者が日本国内に滞在している場合にすることを除く。）（[特8条1項](#)<sup>\*8)</sup>）。
- (10) 手数料のみの補正をする場合において、次に該当するとき。
- ア. 予納を利用する場合
    - a. 予納台帳番号が記載されていないとき。
    - b. 手続をする者（代理人があるときはその代理人）が手続補正書に記載した予納台帳番号の予納者（[特例法施行規則第41条](#)の規定による代理人届が提出された者を含む。）でないとき。
    - c. 予納台帳の残高が不足することにより、見込額から手数料の納付に充てることが全くできないとき。
  - イ. 特許印紙により納付する場合  
特許印紙を全く貼付しないで手続をしたとき。
  - ウ. 現金（電子現金）により納付する場合  
納付の事実が存在しないとき又は使用（返還）済みのとき。
  - エ. 口座振替により納付する場合
    - a. 書面による手続補正書において口座振替による納付の申出をしたとき。
    - b. 手続をする者（代理人があるときはその代理人）が手続補正書に記載した振替番号を付与された者（[特例法施行規則第41条](#)の規定による代理人届が提出された者を含む。）でないとき。
    - c. 預金口座又は貯金口座の残高の不足等により、手数料の振替ができな

いとき。

- (1 1) 手続をすることができる時又は期間が特許法等により定められている場合において、その時又は期間外に手続をしたとき。
- (1 2) 査定系審判（訂正審判を含む）事件において、参加申請書の提出があったとき。
- (1 3) 共同で行われなければならない手続において、請求人（出願人）全員で行ってないとき（代理権が確認できる代理人による手続であって、手続書面作成時に脱漏したことが明らかな場合を除く。）。

（改訂平成28・4）

※<sup>1</sup> 特18条の2第1項、第2項：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項〔商附則23条〕、特例法41条2項において準用

※<sup>2</sup> 特133条の2：特71条3項〔実26条、意25条3項、商28条3項〔商68条3項〕〕、特120条の8第1項〔特174条1項〕、特174条2項、174条3項〔実45条1項、意58条4項、商61条〔商68条5項〕〕、商附則20条〔商附則23条〕〕、特174条4項、実41条、意52条、58条2項〔商62条1項〔商68条5項〕〕、商附則21条〔商附則23条〕〕、意58条3項〔商62条2項〔商68条5項〕〕〕、商56条1項〔商43条の15第1項〔商60条の2第1項（商68条5項）〕〕、商68条4項〕、商68条4項〕、商附則17条1項〔商附則23条〕において準用

※<sup>3</sup> 特施規11条の3：実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項において準用

※<sup>4</sup> 特4条：実14条の2第5項、39条の2第4項、45条2項、54条の2第5項、意68条1項、商77条1項、商附則27条1項において準用

※<sup>5</sup> 特5条：実2条の5第1項、意68条1項（1項、2項のみ準用）、商77条1項、商附則27条1項において準用

※<sup>6</sup> 特施規4条の2第5項：実施規23条1項、商施規22条1項において準用

※<sup>7</sup> 特施規2条1項：実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項において準用

※<sup>8</sup> 特8条1項：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項、特例法41条2項、国際出願法19条1項において準用

注記の準用条文は括弧を用いて記載されている。

例「特50条〔特67条の4、159条2項〔特174条2項〕〕」は、

「特50条：特67条の4、159条2項（特174条2項において準用）において準用」を表す。